

静岡県告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
掛川市大淵字野賀東14294の1・14294の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
掛川市大淵字野賀東14294の1・14294の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）